

令和3年9月28日

学生のみなさんへ

理事（教育・グローバル担当）

大村直人

令和4年1月以降の海外渡航について（通知）

本学では、神戸大学国際交流危険管理マニュアルの『海外危険情報対応基準』に基づいて渡航の可否を判断することとしており、感染症危険情報レベルが2以上の国・地域については、渡航を認めておりませんでした。この度、国際交流危険管理マニュアルを一部改正し、令和4年1月以降開始の海外渡航については、感染症危険情報レベルが2・3であっても、学修計画上、必要不可欠な一定期間（3か月）以上である場合は、所定の手続きを行った上で、個々に渡航の可否を判断することとなりました。

つきましては、渡航を希望する場合は、指導教員又は所属部局の教務係に相談の上、渡航予定日の原則3か月前までに、申請手続きを行ってください。

なお、申請しても必ず渡航が許可されるわけではないこと、また、渡航が許可された後でも、感染状況の変化等により、許可を取り消すこともありますので、予めご了承ください。